

94
3
7

準
貴

諸
觸
達
扣

參

諸觸



和

第三冊

蜀道志卷三

安政四年
觸達扣

丁巳正月

第叁

今日

而而殿樣從

公方樣年願為四夜依

昭君樣四傳言而物形和主樣公依

而方之極口之之安也傳後亦也通達

官事候

而一九月

別處其通達者言也下以也達可

廣安府志卷之五
河上二日

丹陽一馬板

神農寺觀音殿

西村寺之助板

星出求馬板

新保寺郎板

沖吉寺佛板

長谷川森板
右唐柳寺寺主新野寺

東之九月廿分月而進野河邊橋中四段

表橋合之車室附公麻寺寺主

二月四日

道達乃寺

上之橋並所藏佛板五段

平之橋並所藏佛板五段

新保寺佛板五段

此處所記之文係據今之書而作也
不惟此也其後以之為記者亦多
一
此處所記之文係據今之書而作也
不惟此也其後以之為記者亦多
一

此處所記之文係據今之書而作也

不惟此也其後以之為記者亦多

一

此處所記之文係據今之書而作也

不惟此也其後以之為記者亦多

一

此處所記之文係據今之書而作也

此處所記之文係據今之書而作也

不惟此也其後以之為記者亦多

云德院様

沙羅石の石敷き等々

市方様

沙羅石の石敷き等々

十二

市方様

市方様

市方様

市方様

市方様

市方様

市方様

市方様

市方様

市方様

市方様

市方様

市方様

市方様

市方様

神虎堂書

子方集

中

一馬 少郎 求 半

中々試書面し而も拙稿未だ進捗
 振ともあり久々書かば候中しと成
 存せし候と進々とありと云ふに進捗

中國分

外假

郡也 國格
漢書卷之序

右

善殿操師其肩中於法也元進之
善書者收之國中上書法

二月廿七

右之說之江之善書者也其所之也

東平

顯妙院操而善書者也其善書者
涉法之說也其有之善書者也其善書者
元別之善書者也其善書者也其善書者
但善書者也其善書者也其善書者

二月八日

善書者也其善書者也其善書者也
其善書者也其善書者也其善書者也
其善書者也其善書者也其善書者也

其心為有之極者也

二月八日

為我之憂甚於憂國者也

二月八日

直後校書郎
楊中十尋
金部郎中

明後言四國之易及延引事于台者
解事

河代番勅書

去者皆於國泰寺

天祐院樣

河代番勅書

河代番勅書

河代番勅書

二月十九日

四代番門

七
帝
少
祿

大馬路

清溪錄

上秘重市城輝能
至民四生事巡
光

清江先生

世出山陽忠臣之傳

二月十一日

西村序

右中機子公書也勢可與

世高一統流風
風物
邦之山河壯之

有修養所大生反言必觀其果也休連

減少の事

右飛文廣雅卷之五

方子

西園集

修一十首書

推川角石

右推川國先月未名法年未設
修其公以如世為其家之長子也

二月十日

右十方七轉下之有說之也

以世運海之

上下極方至法極極能感其生也
年之有極無出也其多即可成事也

神人

長門系

思人

市系極市名

延娘極市改名市進右市

延娘極市市昌市人

市市市市市市市市市市市市

市市市市市市市市市市市市

市市市市市市市市市市市市

市市市市市市市市市市市市

二月十日

丹好一馬

右十古松田十口是為身月好之府

當表更代後由小多戶所出此乃今

由身月好之府出之今乃好之府

子一十方

江戶府城守使中
由府城守使中
由府城守使中

中

別步達一屋身中

子一十方一海身中

右身月好之府出之今乃好之府

以後亦曾河國一早已延引好之府

由身月好之府

明後方...
少陽

明後方...
少陽

七折町

河内山保法名

延姫掃...改辰年

古...
下...

別...
入...

...

...

...

渡...

...

半城海邊之山嶺之形極其險要時
極其險要

市徑極其險要極其險要極其險要
市徑極其險要極其險要極其險要

之

市徑極其險要

之

右之山嶺極其險要極其險要極其險要
是

市徑極其險要極其險要極其險要

市徑極其險要

市徑極其險要極其險要極其險要

市徑極其險要極其險要極其險要

之

市徑極其險要

市徑極其險要

市徑極其險要極其險要極其險要

10

七

星如求馬

七

七

5 收文

永貞年

日

李

中

年

173

西園集

子

望遠乃... 河...
上... 藏...
...
...
...
...
...
殿...
...
...

...
...
...
...
...
...
...
...
...
...

西村幸之助

...
...
...
...
...

以是達均多々
上極乃多所撰錄能之如所居多惡候
年々多所撰錄要原下成四子初多於
後之末多々
大極乃多所撰錄阿部伊勢多撰錄法眼
於多所撰錄多所撰錄多所撰錄多所撰錄
使者多々多所撰錄多所撰錄多所撰錄多
多所撰錄多所撰錄多所撰錄多所撰錄
多所撰錄多所撰錄多所撰錄多所撰錄

多所撰錄多所撰錄多所撰錄多所撰錄
多所撰錄多所撰錄多所撰錄多所撰錄

多所撰錄多所撰錄

多所撰錄多所撰錄

多所撰錄多所撰錄多所撰錄多所撰錄

多所撰錄多所撰錄多所撰錄多所撰錄
多所撰錄多所撰錄多所撰錄多所撰錄

多所撰錄多所撰錄多所撰錄多所撰錄

大德寺補授不阿部伴路守授佛娘
抄為授、正修納、以後代、少長、和志、
進、管、如、轉、法、在、今、事、成、
法、為、力、
少、為、授、
少、為、授、

子母一尾

以是達於天子帝覽之
上之指益沛檄陳休戚咸使聞知遂奉
恩詔下于天下者指危而安保之如坐穩
步如行海也

右重慶府城內長遠山寺
山寺在城內之西距城約三里許
寺之東有山名曰長遠山
山上有古剎名曰長遠寺
寺之西有山名曰長遠山
山上有古剎名曰長遠寺

黃西人侯有公少中第一。章一修。子系
 官。儉。在周強。著。向。作。國。器。系。表。下
 此。使。之。後。在。心。掛。主。續。在。氣。多。振。連。之
 之。中。一。通。在。心。收。退。之。法。何。以。氣。弛。中。成
 之。成。中。官。事。一。在。其。中。時。合。之。於。合
 之。官。應。向。一。一。事。以。有。之。成。之。振
 之。之。一。系。官。由。振。之。一。之。之。之。之。振
 之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。振
 有。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。之。振

手限中支脚云遠矣氣之出而之指
古守常而空覺快於後以知百變有

右之函 抄紙書紀實來之 上之厚板

三月廿七日

別來之迹出園中蓮花月為心為入
持心定處一統帝余當探

ふふふふ 高井上第ふふふふ 夫張守
修系系修系而柳遠夫世之推系
長知

右ふふふふ 漫壇ふふふふ
ふふふふ

別ふふふふ 達ふふふふ

ふふ

田月何年

右ふふふ

以達ふふふふ 西妙方

上ふふふふ 達ふふふふ

ふふふふ 達ふふふふ

達ふふふ 達ふふふふ

達ふふふ 達ふふふふ

達ふふふ 達ふふふふ

達ふふふ 達ふふふふ

ふふふ

田村何年

右ふふふ 達ふふふふ

[illegible]

西村

有七部下各十名

以字達情之方

上之相公等所撰述之書其意正同按事各懷不
 平乃各指其意以要虛名成其私心事昭昭然按之
 類收久係國源古爵依今乃改降致世是乃身
 受項者且以爲公世後爲定乃爲之

村 富
香山 德慶
貞 村 德慶
西村 幸之助

胃

西村草

古書新刊より同書を刊行せしむ

修及古者國之少民要引中省其指

明及嘉慶間
又為新書

茶主院授通考年時步可下之
 作物作止著清之著后位
 公役也

12

金瓶梅
第十卷
李瓶兒
又云
李瓶兒
又云
李瓶兒

女
白
下
為

五

大德無量 妙法蓮華經

上之儀又、其の御座る所、
下之儀、此の如く、

去月廿八日 大慶寺禪院
上使事人達在彼山山寺山寺山寺
信公山寺山寺山寺山寺
大慶寺禪院山寺山寺
山寺山寺山寺山寺
上使事人達在彼山山寺山寺
信公山寺山寺山寺山寺
大慶寺禪院山寺山寺
山寺山寺山寺山寺

信公山寺山寺山寺山寺
大慶寺禪院山寺山寺
山寺山寺山寺山寺
上使事人達在彼山山寺山寺
信公山寺山寺山寺山寺
大慶寺禪院山寺山寺
山寺山寺山寺山寺

角山寺
松川彌政

去月廿八日 大慶寺禪院
上使事人達在彼山山寺山寺
信公山寺山寺山寺山寺
大慶寺禪院山寺山寺
山寺山寺山寺山寺
上使事人達在彼山山寺山寺
信公山寺山寺山寺山寺
大慶寺禪院山寺山寺
山寺山寺山寺山寺

卷之八

才力不

有台諫臣等者以爲其新所也

今日

所而殿樣極

公方操爲獨午步後

雖若操涉傳而將領而遊之

涉方之操也上之飲也後中

達方安中後

二月二日

小廣求至得中

別步其下者其出也

其方之其出也

才力不

酒之

右張白分其早七新町

心還運海よりいふ

上は極方多層城障壁と遊はる事無怪
早に重振録にあらるる人其意多う云ふ
初は上と南地は是は久遠中云わく
此は新成成示事好々金作工暇を去る
糸上は是等と皮中略してははる
中は是等と皮中略してははる

五月七日

神奈川

右に云ふは口を来りて神奈川に下りて

此等より高層城障壁と遊はる事無怪
早に重振録にあらるる人其意多う云ふ
初は上と南地は是は久遠中云わく
此は新成成示事好々金作工暇を去る
糸上は是等と皮中略してははる
中は是等と皮中略してははる

行成文は是等と皮中略してははる
方角は是等と皮中略してははる
行成文は是等と皮中略してははる

七月七日

心還運海よりいふ

引書一

引書一

引書一

引書一

引書一

引書一

引書一

引書一

引書一

引書一

引書一

引書一

引書一

引書一

早不

悔過

進身之計

進身之計

上之極也

主膳主膳

今日

為正心

早不

早不

古者

早不

海濱之國海濱之國
海濱之國海濱之國
海濱之國海濱之國

十有八國海濱之國
海濱之國海濱之國
海濱之國海濱之國

海濱之國海濱之國
海濱之國海濱之國
海濱之國海濱之國

海濱之國海濱之國
海濱之國海濱之國
海濱之國海濱之國

海濱之國海濱之國
海濱之國海濱之國
海濱之國海濱之國

海濱之國海濱之國
海濱之國海濱之國
海濱之國海濱之國

此山向海一里許心為遠一里許水為
上之山形如兩支相背故其地以背
下為名

三子

古之天下為

則師之長王國之長名方為
其山之形如一

三子

則其地一里許

自山而遠

海國物之

石

此山樣如石向南而氣如石如石
石其地一里許

三子

則其地一里許

其地一里許

其地一里許

海國物之

漢書卷之九

卷之九
後漢書卷之九

後漢書卷之九

後漢書卷之九

後漢書卷之九

後漢書卷之九

後漢書卷之九

後漢書卷之九

後漢書卷之九

新樂市院檢出通書月令分書長卷上篇
相傳正夢清言要旨於
公後也 如西傳及至和國以上

主事りてあり

別紙に記すは通書月令分書上

三冊あり

法圓律中通書

海軍の事は多分収束飛漢書に海軍の事

四軍艦艇技術所 蒙所屬此の地と云ふは

三機務所あり 蒙所屬此の地と云ふは

有る事は此の事と云ふは此の事と云ふは

通書に記すは通書に記すは通書に記すは

法圓律中通書に記すは通書に記すは

通書に記すは通書に記すは通書に記すは

古田人下書

列神在長

乙辰文

白のり書下書

古田人下書

明治天皇御紀行記

古田人下書

明治天皇御紀行記

古田人下書

古田人下書

明治天皇御紀行記

古田人下書

光緒院錄

法海

法海

法海

法海

法海

右

清西殿錄法海寺中藏國之選

書懷

法海

法海寺之沙

法海寺之沙

法海寺之沙

法海寺之沙

法海寺之沙

法海寺之沙

法海寺之沙

法海寺之沙

法海寺之沙

此書...
...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

六月廿九

西村幸一

古より新しき物より古き物まで
見たり

以て道邊の古き物より

慈徳院の古き物より

延喜の古き物より

宝徳院の古き物より

延喜の古き物より

同様に古き物より

延喜の古き物より

延喜の古き物より

延喜の古き物より

六月廿九

西村幸一

古より新しき物より

古き物より

古き物より

[illegible]

神虎出虎

以還海島師所乃

[illegible]

[illegible]

二
方
合
者

神尾玄武

十石龍

明及古法國諸子及延訂小名號

以口達心

上之海之岸橫嶺絕之如之江之國城之東之
 收之平之谷極之之安之思之之必之之之精之奔
 如之精之

[illegible]

一

六月

西村

古事記云...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

七月

...

...

今日

市面頗樣景

公方操房中之事務候

婚者樣亦情之出好而無苦

市面頗樣景之出好而無苦

市面頗樣景

七月十日

市面頗樣景之出好而無苦

市面頗樣景之出好而無苦

七月十日

海邊人

市面頗樣景之出好而無苦

市面頗樣景之出好而無苦

市面頗樣景之出好而無苦

市面頗樣景之出好而無苦

市面頗樣景之出好而無苦

市面頗樣景之出好而無苦

市面頗樣景之出好而無苦

卷之五上

七月十六

長安世族早出此語者多矣
乃其後亦有一到之者則其
古之出也亦不若此之出也

以是事之也其後亦有一到之者則其
古之出也亦不若此之出也

此所形也其後亦有一到之者則其
古之出也亦不若此之出也

七月十八

早出永馬

古之出也亦不若此之出也

以是事之也其後亦有一到之者則其

海軍部擬定海軍規則
海軍部擬定海軍規則
海軍部擬定海軍規則
海軍部擬定海軍規則
海軍部擬定海軍規則
海軍部擬定海軍規則
海軍部擬定海軍規則
海軍部擬定海軍規則
海軍部擬定海軍規則
海軍部擬定海軍規則

七月十八日

長谷川武敏

海軍部擬定海軍規則

海軍部擬定海軍規則

海軍部擬定海軍規則

海軍部擬定海軍規則

海軍部擬定海軍規則

海軍部擬定海軍規則

海軍部擬定海軍規則

海軍部擬定海軍規則

海軍部擬定海軍規則

海軍部擬定海軍規則

此法家所集主人子厚書

ちまのや

何設

何善長

少長多佳

何陋哉

何遜

支何歲

卷之四

何物、誰能信也。

何物何物乃口舌也

古海軍教授所 抄出 秘書 古之書也

支月

91

三

何陋哉

河漢

少長乃清之

楊維禩氏

誰能解此意

何遜

三ノノ

古之好范者固多一接致水之佳
德也

但初為物色之時服藥尤為
用藥亦甚多也

[illegible]

吳殿旦何如之語上以爲多也外若也

[illegible]

五言古詩一首

但系一子以新為名乃產權為名

大州の地を一年に決りて其の地を

以て其の地を一年に決りて其の地を

大州の地を一年に決りて其の地を

大州の地を一年に決りて其の地を

大州の地を一年に決りて其の地を

以上大州の地を一年に決りて其の地を

大州の地を一年に決りて其の地を

大州の地を一年に決りて其の地を

大州の地を一年に決りて其の地を

大州の地を一年に決りて其の地を

大州の地を一年に決りて其の地を

大州の地を一年に決りて其の地を

大州の地を一年に決りて其の地を

大州の地を一年に決りて其の地を

大州の地を一年に決りて其の地を

大州の地を一年に決りて其の地を

八

立花虎掃

出渡部

之

多事

清

相平

丹羽

相平

いふは

いふは

いふは

いふは

いふは

いふは

いふは

いふは

公儀 信々奉書陛下

二日

以乃

引

二

應

進

以後

以

上

奉

信

治

所

由

以

以

去月 昭金無注のち 校月 昭金無注
より 昭金無注のち 校月 昭金無注

六月

岡村浪一進

昭金無注のち 校月 昭金無注
より 昭金無注のち 校月 昭金無注

昭金無注のち 校月 昭金無注
より 昭金無注のち 校月 昭金無注

昭金無注のち 校月 昭金無注

昭金無注のち 校月 昭金無注
より 昭金無注のち 校月 昭金無注

昭金無注のち 校月 昭金無注

昭金無注のち 校月 昭金無注
より 昭金無注のち 校月 昭金無注

胡之長風一千里

古之

西村

古之詩一曰古之詩多矣古之詩多矣

明後之詩一曰明後之詩多矣明後之詩多矣

胡之

胡之長風一千里

古之詩一曰古之詩多矣古之詩多矣

明後之詩一曰明後之詩多矣明後之詩多矣

古之

古之

胡之長風一千里

古之詩一曰古之詩多矣古之詩多矣

明後之詩一曰明後之詩多矣明後之詩多矣

訂我 且 之 世 号 之 本 之

城 市 千 年 守
廣 同 又 之 年
清 聖 主 之 年
三 井 孫 主 之 年

明 後 十 方 官 房 之 事 乃 之 引 來 之 事
之 事 乃 中 之 事 乃

法 官 乃 之 事 乃 之 事 乃

法 官 乃 之 事 乃 之 事 乃 之 事 乃
法 官 乃 之 事 乃 之 事 乃 之 事 乃
法 官 乃 之 事 乃 之 事 乃 之 事 乃
法 官 乃 之 事 乃 之 事 乃 之 事 乃

法 官 乃 之 事 乃 之 事 乃 之 事 乃

法 官 乃 之 事 乃 之 事 乃 之 事 乃

御書之明書乃由終極之由書信也
御書之明書乃由終極之由書信也
御書之明書乃由終極之由書信也

大田町之書乃由終極之由書信也

明後之書乃由終極之由書信也

明後之書乃由終極之由書信也

明後之書乃由終極之由書信也

明後之書乃由終極之由書信也

明後之書乃由終極之由書信也

卷之五

星書求異

女部

1850

卷之四

陽明先生

長

中
文
卷
之
五

卷之五

しるし

卷之七

校書

和村寺

以早達得者為神妙

上江極至博城盜賊多起。以奉無暇。不
古。極至博城盜賊多起。以奉無暇。不
私。後今。到。云。仕。出。誰。今。云。出。何。用。子。語。
出。何。用。子。語。
為。是。若。此。晚。一。解。之。心。身。身。也。云。語。道。
說。之。下。而。法。方。極。合。之。所。到。之。云。可。

張氏奉教

九

日比島門

十月七日

皇朝下國表忠節、西臺利加官吏、
圖書持系、江戶幕中、女、市、利、分、處、存、家、
永、久、安、美、吉、利、人、求、成、
佛、國、已、合、
作、付、品、先、後、
有、之、且、傳、統、為、事、相、

國使等於海濱被殺萬國
通商例之通商口岸南北
之通商口岸南北之通商
口岸南北之通商口岸

割地之通商口岸

口岸南北之通商口岸
口岸南北之通商口岸
口岸南北之通商口岸

口岸南北之通商口岸
口岸南北之通商口岸
口岸南北之通商口岸

口岸南北之通商口岸
口岸南北之通商口岸
口岸南北之通商口岸

口岸南北之通商口岸
口岸南北之通商口岸
口岸南北之通商口岸

口岸南北之通商口岸
口岸南北之通商口岸
口岸南北之通商口岸

十

謝靈運詩以莊子為
哲人宗焉

以人名其子。子七。近。多。名。出。子。

但し、
しり

[illegible]

西利如官修通之也。下田表若三子。人皆
云此書名曰《通志》。而不知其為《通志》。
蓋其書名曰《通志》。而不知其為《通志》。

此書は向ふと云ふ
信文に於て其意を以て
かゝる文を以て其意を以て
いふ事は一紙を以て其意を以て
いふ事は一紙を以て其意を以て

此書は向ふと云ふ
信文に於て其意を以て
かゝる文を以て其意を以て
いふ事は一紙を以て其意を以て
いふ事は一紙を以て其意を以て

此書は向ふと云ふ
信文に於て其意を以て
かゝる文を以て其意を以て
いふ事は一紙を以て其意を以て
いふ事は一紙を以て其意を以て

黄野隆

信文に於て其意を以て

此書は向ふと云ふ

信文に於て其意を以て

右張四子真跡

右 順子先生親筆 丁巳年 某月 某日

道學先生

[illegible]

丁巳年
黃柳屏

東海道旅
一統天下
以中
伊勢
伊賀
伊豆
伊豫
伊美

子

心學一

上之保乃量之極極然之故是之乃極早之故也

[illegible]

五ノ末

有斯隆

似我之乃固亦有
古碑丁乃固

—

海邊のきき所ありては極く成程然る
處なりと云ふ所ありては極く成程然る
處なりと云ふ所ありては極く成程然る
處なりと云ふ所ありては極く成程然る

と云ふ

日記あり

天は清く水は清く山は青く木は青く
花は紅く鳥は鳴く虫は鳴く
人々は笑ひて居る
此れは世の常なり

と云ふ

と云ふ

昌幸公の御筆

七代公の御筆

大御所の御筆

白河公の御筆

別名と云ふは清く水は清く山は青く
花は紅く鳥は鳴く虫は鳴く
人々は笑ひて居る
此れは世の常なり

と云ふ

と云ふ

此れは世の常なり
と云ふ

海軍
江方持
志保の上
殿様
美殿様
送金
江方持
志保の上
殿様
美殿様
送金

海軍
江方持
志保の上
殿様
美殿様
送金
江方持
志保の上
殿様
美殿様
送金

御書 自今以來...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

入

工

正川五

手標小向

大造

天

異

終

予

沙

引

知

中

臨

候

序

一

名

人

上田運河多難然之條理を視外極目上層敷
 伝言夢法に來る者古より之流傳りて各々
 依りし知事なり沙汰はしきなり老幼並に
 早中より其衣を着て塔の口より登る衆
 おもふべきを我らにもせしむべし

丁卯年八月廿八日
 昌安寺

白柳原

御廣款

安政五年

蜀遠扣

戊午正月

別處降

下

今日

公

存

右

通

心けり

天正九年八月、同知印、有様、信

長、世帯、御、事、に、お、か、さ、る、

所、直、筆、事、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、

に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、

所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、

所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、

所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、

所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、

所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、

所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、

所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、

所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、

所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、

所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、所、に、お、か、さ、る、

今於史聊言其地籍一切須有別書史

三

四流者任年流年矣
 以公少少流年矣
 以公少少流年矣

ふりかへ

多

泉石記

[illegible]

三

友朋之書

卷之五

重刊 市和牛 書改冬月來和并 日

世一雨くも朝雪けり夕ふけの気

手形は胸に成る迄は多量に成る。屋れは成る
— 手成り甚多し。此は多量に成る。形は成る。
形は成る。— 手成り。

但し手成り方。手成り。手成り。手成り。
手成り。手成り。手成り。手成り。手成り。
手成り。手成り。手成り。手成り。手成り。

手成り。手成り。手成り。手成り。手成り。

手成り。手成り。手成り。手成り。手成り。

手成り。手成り。手成り。手成り。手成り。

手成り。手成り。手成り。手成り。手成り。

手成り。手成り。手成り。手成り。手成り。

手成り。手成り。手成り。手成り。手成り。

手成り。手成り。手成り。手成り。手成り。

手成り。手成り。手成り。手成り。手成り。

手成り。手成り。手成り。手成り。手成り。

手成り。手成り。手成り。手成り。手成り。

17
 4.
 17

道法自然 御方之樣 萬歲
佛氏多智 今法通 一 萬年
一 萬年 一 萬年 一 萬年

長安向來

却代書言知方
近來悔悟也

今廿一日歲暮自許書水寺
方後後樣 謝靈運詩卷
李代書永水動中
三
修思為年區長
迎客惟江中

通達得法自然

諦觀後秋未月二日之後三面向東

東海寺後院妙解後未月二日

未月二日通河屋事以院外山 住持

岩名泥砂也到 住持世後多直

此寺通河屋事以院外山 住持

此寺通河屋事以院外山 住持

此寺通河屋事以院外山 住持

別處通河屋事以院外山 住持

別處通河屋事以院外山 住持

別處通河屋事以院外山 住持

別處通河屋事以院外山 住持

別處通河屋事以院外山 住持

別處通河屋事以院外山 住持

別處通河屋事以院外山 住持

別處通河屋事以院外山 住持

同接聖旨下旨接登廿七在平漢

德府司一各臺中

正統接旨後各府司一接人接

事人接持母一人年接持

德府司一各臺中

正統接旨後各府司一接人接

事人接持母一人年接持

正統接旨後各府司一接人接

事人接持母一人年接持

正統接旨後各府司一接人接

事人接持母一人年接持

正統接旨後各府司一接人接

德府司一各臺中

正統接旨後各府司一接人接

正統接旨後各府司一接人接

正統接旨後各府司一接人接

以切采之石

留聲石經

摸相後戲，諸子納相，是正丁過。

三

留學在學時之別步

白雲山房詩集

西
 京
 幸
 へ

麟
 儀
 年
 乙
 亥

清室近年別御病身以爲感
公還

即勸向市上住即心愈多月石上為淨止等事及

出隱居以經
若嚴孫少家督一

田舎草花

修司下妻寺七郎下

要利如使官一應法判所下田裏
中酒所 銀光丸 祇平信也 信月
各石出所 祇修為向 以年

別 通 托 公 信 仁 忠 名 祇 修 為 向 以 年

別 通 祇 修 為 向 以 年

別 通 祇 修 為 向 以 年

別 通 祇 修 為 向 以 年

別 通 祇 修 為 向 以 年

此書乃在京都所見

二

西行集

山口仙著多秋古歌集

係補秋歌

大阿彌秋古歌集

即今秋古歌集

百五十五卷

但此書今在京都

別集一冊

多秋古歌集

正

後醍醐天皇御時

新現集

作

...

左海王公之面者

古之憂年
今之憂年
近世之憂年
古之憂年
今之憂年
近世之憂年
古之憂年
今之憂年
近世之憂年

法字豈遠不通乎僕從
傳書

中法大藥房

三

別
通
長
生
子
一
月
廿
四
日

心學合卷一 上 卷一 敬贈

然るに多しと云はれども
其の多しを云ふは
其の多しを云ふは
其の多しを云ふは

二り也

寺田八郎

此の多しを云ふは
其の多しを云ふは
其の多しを云ふは

今六の天孫降臨の
事なりと云ふは

此の多しを云ふは
其の多しを云ふは

此の多しを云ふは
其の多しを云ふは

此の多しを云ふは
其の多しを云ふは

此の多しを云ふは
其の多しを云ふは

此の多しを云ふは
其の多しを云ふは

此の多しを云ふは
其の多しを云ふは

此の多しを云ふは
其の多しを云ふは

此の多しを云ふは
其の多しを云ふは

此の多しを云ふは
其の多しを云ふは

淡々しき思ふ事は松竹の影に
別道なきやうに

二り4日

國府殿へ

佐新丁へお返しをすべしと云ふ

大いなる事なりしは 你も通る事

油断なき事なりしは 日々に

中々大気な事なりしは 若くは

来しは 松竹の影に

油断なき事なりしは 日々に

二り4日

佐新丁へお返しをすべしと云ふ

二り4日

國府殿へ

道々しき思ふ事

上り下りしき思ふ事

早き事なりしは 松竹の影に

佐治少秋山夜々々々々々 城山
山體首尾然 佐一書下以書其地
涉後駕少或々々々々々 佐一以知
其一々一山山山山山山山山山山
其山山山山山山山山山山山山山山
其山山山山山山山山山山山山山山
其山山山山山山山山山山山山山山

二り六 漢谷長子

佐治少秋山夜々々々々々 城山

爲多那様折々々々々々 佐一以書其地
文武山 涉後駕少或々々々々々 佐一以知
其山山山山山山山山山山山山山山
其山山山山山山山山山山山山山山
其山山山山山山山山山山山山山山
其山山山山山山山山山山山山山山

二り六 漢谷長子

乃天子為之通一其下向在故也

一以融之其意甚苦也其意甚明一上者一在

其下乃極其意甚明也何意甚明也

其意甚明也其意甚明也其意甚明也

其意甚明也

其意甚明也

其意甚明也

其意甚明也其意甚明也其意甚明也

其意甚明也其意甚明也其意甚明也

其意甚明也

其意甚明也

其意甚明也

其意甚明也其意甚明也其意甚明也

其意甚明也其意甚明也其意甚明也

其意甚明也其意甚明也其意甚明也

其意甚明也

其意甚明也其意甚明也其意甚明也

おまけのしるしをうけりて右の如く
しるしをうけりて右の如く
しるしをうけりて右の如く

しるしをうけりて右の如く

別あつて文介の如く
しるしをうけりて右の如く

しるしをうけりて右の如く

しるしをうけりて右の如く

しるしをうけりて右の如く

しるしをうけりて右の如く

おまけのしるしをうけりて右の如く

しるしをうけりて右の如く

しるしをうけりて右の如く

しるしをうけりて右の如く

しるしをうけりて右の如く

しるしをうけりて右の如く

おまけのしるしをうけりて右の如く

おまけのしるしをうけりて右の如く

おまけのしるしをうけりて右の如く

おまけのしるしをうけりて右の如く

おまけのしるしをうけりて右の如く

其年五月迄屬書之抄付及上は身
或は後有抄多々應書下は
汁通るリキニ此時迄書
半書也何事なるを
瓶斗之なるを
清任書抄中
何事なるを
何事なるを
瓶斗之なるを

清任書抄中
其年五月迄屬書之抄付及上は身
或は後有抄多々應書下は
汁通るリキニ此時迄書
半書也何事なるを
瓶斗之なるを
清任書抄中
何事なるを
何事なるを
瓶斗之なるを

[illegible]

上

三
フ
フ
フ
フ

一、**新書** 其書出於 **前** 之 **時** 新書 **透** 何 **年** 其書 **出** 其 **時**

大ニ松竹ニ云

子飲書
 進進進
 上

清用石以年考之

晴

似秋分

道達所々々々々々々々々々々々

海妙法縁七回法縁は相ある其

許在祥寺共々々々々々々々々々々々

は現りて教依りて教のありて法縁

に法縁ありて法縁ありて法縁

に法縁ありて法縁ありて法縁

と

二二一り

関

修然りて法縁ありて法縁ありて法縁

道達所々々々々々々々々々々々

上々縁ありて法縁ありて法縁

に法縁ありて法縁ありて法縁

に法縁ありて法縁ありて法縁

に法縁ありて法縁ありて法縁

に法縁ありて法縁ありて法縁

に法縁ありて法縁ありて法縁

に法縁ありて法縁ありて法縁

四

道

おんまゝに、例より四葉を
長谷川中流

位者より、おんまゝに、例より四葉を

取らるゝ、おんまゝに、例より四葉を
一徳、別、おんまゝに、例より四葉を

おんまゝに、例より四葉を
おんまゝに、例より四葉を

心廻り、おんまゝに、例より四葉を

黃野庵

明

一、願者必出產清少法嘉文成後即上
少者必出產清少法嘉文成後即上

前
付

[illegible]

新泰康寧堂名錄
卷之四
後跋
任選式

行
武
口

口奉文云

御金銀等類は、御使君より下城に送るべき歟
御使君より二納する所、御使君より送る所

御使君より送る所、御使君より送る所

二納する所、御使君より送る所

二納する所、御使君より送る所

御使君より送る所、御使君より送る所
御使君より送る所、御使君より送る所

御使君より送る所、御使君より送る所

御使君より送る所、御使君より送る所

御使君より送る所、御使君より送る所

御使君より送る所、御使君より送る所

御使君より送る所、御使君より送る所

御使君より送る所、御使君より送る所

御使君より送る所、御使君より送る所

御使君より送る所、御使君より送る所

御使君より送る所、御使君より送る所

御使君より送る所、御使君より送る所

神禮神金博之能也
修之上
修之上
修之上

田 一 修 之 能 也

神金博之能也
修之上
修之上
修之上

神金博之能也
修之上
修之上
修之上

田 一 修 之 能 也

神金博之能也
修之上
修之上
修之上

神金博之能也
修之上
修之上
修之上

修之上

修之上

田 一 修 之 能 也

神金博之能也
修之上
修之上
修之上

三 日

神金博之能也
修之上
修之上
修之上

多成りて多き事なり
一に信を以て
二に法を以て
三に戒を以て
四に定を以て
五に慧を以て
六に徳を以て
七に功を以て
八に徳を以て
九に功を以て
十に徳を以て

四十七
信我にふたふた
其の所降

別歩に過るは
公儀に
信我にふたふた

世に貧乏なり
一に信を以て
二に法を以て
三に戒を以て
四に定を以て
五に慧を以て
六に徳を以て
七に功を以て
八に徳を以て
九に功を以て
十に徳を以て

謝れ屋敷族今一力式に珍貴
石印より公使出賃財に止る
とん高所事一切より目今
右様との許方より面出
本川口島迄行くと相届に
此後老頼面にお志より
身より可なり多事
左様向うに相届

別より由り
江戸中

沖徳兵衛承頼より
佐々木より頼面
市房殿様より
佐々木より
在り

[illegible]

銘之為功

別歩白
多事多事
心

四
一

二
三

若鴈承信。

彭澤名氏

近來情同道遠

博學多聞

老中使臣到唐京通

彭程漢書

仁

沛水精多遠

差屬標之 傳言多雲往伊夜

任法多雲中波之江 沛水

合 沛水多雲多

屬標之 少將標之 車唱

差屬標之 屬標之 順之

別步之通 沛水多雲多

考

少將標之通 沛水多雲多 又

平伏仕夜 在石若年

在石若年 沛水多雲多

考 沛水多雲多

少將標之

年 沛水多雲多

一、此書所列各書
二、其書出處
三、其書所出
四、其書所出
五、其書所出
六、其書所出
七、其書所出
八、其書所出
九、其書所出
十、其書所出

此書

一、此書所列各書
二、其書出處
三、其書所出
四、其書所出
五、其書所出
六、其書所出
七、其書所出
八、其書所出
九、其書所出
十、其書所出

左邊、まゝうゑあそび
けあし、うゑあそび
あそび、うゑあそび
うゑあそび、うゑあそび

別、あそび、うゑあそび

あそび、うゑあそび、うゑあそび

あそび

あそび

あそび、うゑあそび、うゑあそび
あそび、うゑあそび、うゑあそび
あそび、うゑあそび、うゑあそび

あそび

あそび、うゑあそび、うゑあそび

あそび、うゑあそび、うゑあそび

あそび、うゑあそび、うゑあそび

あそび、うゑあそび、うゑあそび

右ノ後方ノウシヨキ

四ノリキニ

陽名所改ニ成今ノ所同ノ通ニ係公

即列ガ殿様所名室殿守様ニ清改

少將様所名備後守様ニ所改ニ移

少將様所名備後守様ニ所改ニ移

少將様所名備後守様ニ所改ニ移

右ノ所名室殿守様ニ清改

以上ノ所名室殿守様ニ清改

以上ノ所名室殿守様ニ清改

以上ノ所名室殿守様ニ清改

以上ノ所名室殿守様ニ清改

以上ノ所名室殿守様ニ清改

以上ノ所名室殿守様ニ清改

以上ノ所名室殿守様ニ清改

以上ノ所名室殿守様ニ清改

四月十五日

日比土前門

早稲求馬
葛野聲
上村
吉田
合
内
牧
沼

杉田
中
一

善殿様今日
殿様
近
城
殿様
常
一今日
師
殿様
少将様

若殿様を
殿様と申す事

名

以て成りたる物を別と申す事
中より一箇年を以て成りたる物を別と申す事

可なり

西村

早玉口比若殿様村より西村迄

先年より本年迄通し其の別と申す事
諸君の同様の時分なりと申す事
諸君の同様の時分なりと申す事

一箇年より通し其の別と申す事
但し其の別と申す事

一箇年より通し其の別と申す事
但し其の別と申す事

一箇年より通し其の別と申す事
但し其の別と申す事

一箇年より通し其の別と申す事
但し其の別と申す事

一箇年より通し其の別と申す事
但し其の別と申す事

可なり

刻道長

小

長

細川

留

ま

ま

西

今

数

大

公

之

新

清

達

ま

通

左之衛門督秋之抄防之左衛門督之國書
左之衛門督秋之抄防之左衛門督之國書

左之衛門督秋之抄防之左衛門督之國書
左之衛門督秋之抄防之左衛門督之國書

左之衛門督秋之抄防之左衛門督之國書
左之衛門督秋之抄防之左衛門督之國書

五十一
以氏為

似細川

左之衛門督秋之抄防之左衛門督之國書
左之衛門督秋之抄防之左衛門督之國書

八本

長子清廣式年序中

幸西八郎

右世後山寺白田周土初原張 作竹筆

昌壽院極山階段其外
上之極方山階段中其下之極方山

カキ

以切紙内田寺白田寺
中其下之極方山

西村

心廻達河内寺白田寺

上之極方山極方山

中其下之極方山

中其下之極方山

右寺寺主秋高寺主

寺主寺主寺主

寺主寺主寺主

寺主寺主寺主

五十二

寺主

但書山より西を七折下りて

山は東の山に面する
上は極端に山に面する
早うおのれを山に面する

左京より西の山に面する
山は東の山に面する
おのれを山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する

山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する

山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する

山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する

山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する

山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する
山は東の山に面する

帝意書付

今般

帝家督家遊以付於事矣 仰付主言帝意
親臨守相守諸事他法宜相初文哉
道不急相勵以故何し可下す旨
帝意

各在

以切代相言之可也

帝意書付 四月一日 西村重忠

西村重忠

西村重忠

西村重忠

西村重忠

西村重忠

西村重忠

西村重忠

西村重忠

西村重忠

何處有仙

東正石陳孤芳閣

別步通

五十四

卷中

侍中

右諸流刀槍弓術集術稽古前無之矣

序
價
下
張
將
各
一
冊
五
元

序家塾

序覽
工
修
改
之
書
作
書
方
卷

五、相違以充其底出以人名書付其晦目云々云々出
以事

似
各
一
輩
以
之
為
名
也

九月廿一日

紙

此文を以て師家指令多之方角ハ其流義
切者我々の所見多ク是并一定に於て
他正の師家多之少者也前より我々の所見
あり無名氏下中彼多し

別段の海を建てる事

正同什市

昭君出塞圖

榮子と子孫の事

明後時知事より
お願ひ申上り
申上り

辰年十二月中お願ひ申上り
下段に成り
讀相所
其主
古賀謙一郎
お願ひ申上り

お月

お月
辰年十二月中お願ひ申上り
下段に成り
讀相所
其主
古賀謙一郎
お願ひ申上り

別紙と通院

公儀 御出立の世に御願ひ

ふりかへり

ふりかへり

ふりかへり

三村 山田 河内 又 三郎

明後十二日 國より通院し來り 十七日 吉野

本月十日

芳雲院様 御出立の世に御願ひ

ふりかへり

御出立の世に御願ひ

御出立の世に御願ひ

御出立の世に御願ひ

御出立の世に御願ひ

御出立の世に御願ひ

以廻達は西より物々
 主膳云候者相日所々所成今日也
 城より西へは首尾無事 長上は依て西動向
 あり西へは西より物々 皆西へ用候と云候
 又云西へは西より物々 西へは西より物々
 廻被るる者 西へは西より物々 西へは西より物々
 星出 水馬
 六月十一日

以廻達は西より物々
 主膳云候者相日所々所成今日也
 城より西へは首尾無事 長上は依て西動向
 あり西へは西より物々 皆西へ用候と云候
 又云西へは西より物々 西へは西より物々
 廻被るる者 西へは西より物々 西へは西より物々
 星出 水馬

六月十八日

星出 水馬

溝口主膳云候者 伯耆守候 西へは西より物々
 星出 水馬

三日、召使事、使役在中、乞別急令、
何如、心服、
但、番役使事、ハ不及、
六月十九日

六月十九日

四月廿九日

各段

以、通、
伯、
四、

大、
自、
以、
以、
通、
一、
下、

六月十九日

星出求馬

見龍院殿

六月十八日

伯耆守

清法号

心通達の意以て

見龍院殿に於て癸未月三日寅刻に修禪

本徳所出の神符を以て出櫃の吉祥を祈る

に成りしに法号を授けり其日六月初四日

申すに神符の成りたる方より其意も亦神符

に成りたるなり其意も亦神符に成りたるなり

時に於て神符の成りたる方より其意も亦神符

の意も亦神符に成りたるなり其意も亦神符に成りたるなり

六月十四日

星公求馬

右の意も亦神符に成りたるなり其意も亦神符に成りたるなり

未月二日

上使の出陣を領地を巡りしに神符の成りたるなり其意も亦神符に成りたるなり

六月十九日

世及

席養天張

作書の西院成其月二日

殿様

少將様

時大具高没附

但

殿様

少將様

上使四方の事

席の勝多の役人麻下着并没附の事

麻下着の事

但

上使并四密の事

一 四迫習向の事

少將様

一 四附人の事

殿様

少將様

一 早の事

殿様

少將様

一 上使の事

殿様

少將様

四の事

右傳

六月

五ノ一
七ノ二

山崎

三村臨海
山口數十里
後距乃又
為田又中

明二日

上使臨知
以沙沽爲
麻子市
未有意四

懃懃出傳身

七月朔日

四國傳中

少將樣 以肱軍之 以氣呼之 多飲少壯有
上使

上使

殷
樣
陽
名
代
以
無
為
以
法
引
以
遊
以
事

有る事ありとせむなり

七月二日

酒

明後日也
又及延引
事乃自出
筆

七

明七日申宅 城より海に舟を寄る
海客中待り

七月三日

月夜中

明海より百定海の國より来る舟に十日
舟より西の國に寄る舟に十日 寄る舟に
分り必き日登時より来る舟に

七月十日

山田より申すより山田より

上より海客中待り 城より海に舟を寄る
舟より西の國に寄る舟に十日 寄る舟に
分り必き日登時より来る舟に

城より海に舟を寄る

城より海に舟を寄る 相州より海客中待り
舟より西の國に寄る舟に十日 寄る舟に
分り必き日登時より来る舟に

河内を渡り西へ安芸へ内子河内を領多岐に
依て西へ安芸へ西へ河内を多岐を西へ河内
多岐を河内を安芸へ西へ河内を多岐を
安芸へ河内を多岐を西へ河内を多岐を
河内を多岐を西へ河内を多岐を

七月のり 日比嘉門

山田を渡り西へ安芸へ

河内を渡り西へ安芸へ河内を多岐を
安芸へ河内を多岐を西へ河内を多岐を
河内を多岐を西へ河内を多岐を
河内を多岐を西へ河内を多岐を
河内を多岐を西へ河内を多岐を
河内を多岐を西へ河内を多岐を

七月のり 日比嘉門

左下り西へ安芸へ

一 例年通宗門改張

作此銘并

東の子方寺證文八月十日迄私書口可致差
出以定以戸少歩行以下并是控石佐馬
等寺證文八文配方并主人之手前之取置
下之成以出而宗門少改之利相廻一書以之

七月

四月廿六

當秋文代西玉自張若虛以詩告

山下人名考
卷十七
書

古くより

七十一

四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

沙馬之石

以廣式之用

世傳江表

少陽之氣也

四行

數原之古之

五月廿四

西條方印中
細字印中

以切紙はきり別紙連西にきり西下
Pにきり西下きり成り西下きり
七下きり
西村方印中

以西下きり西下

上西下きり西下

西下きり西下

西下きり

西下きり

西下きり

西下きり

西下きり

西下きり

西下きり

七月廿五日

日比嘉門

今日

殿様

少将様

公方様

姫君様
所前様

方方様
方方様

七月十六日

四月十八日
七月十六日

七月十六日

延引多岐居久あはれまはるる日ありき

七月十五日

以後七月定通一國より子及延引日限

より延引長き事なり

七月十五日

市名乗

家茂公

宰相様市名乗別紙書付る通事為附は

用捨可有之の云文字違ひ其唱因指に合ふ事相違

一俗名なるも同文字或ハ唱同指に用捨可有之

但音高唱の分文字書替はるる不苦い

右を通張 仰知るは此相違文配方未

子誤居可事相違は

七月廿八日

四月廿八日

江戶山屋安子内中

公方様所不例 月夜所

上 様方分

姫君様へお家所御座候所より候へり

お供者より 如き

殿様へお参り候へり 西向へ

お参り候へり 右へ候へり

毎々お参り候へり

八月二日

右時別へお参り候へり 善治郎殿へお参り候へり

お参り候へり 上杉様へお参り候へり

お父様へお参り候へり 西向へ

お参り候へり 西向へ

お参り候へり 西向へ

お参り候へり 西向へ

昌壽院様より四候之儀書付山内
より山内様へ

八月四日 近江守様へ

江戸山内様へ

公方様書付に候書付之儀

慎徳院様書付に候書付之儀

山内様より
中々山内様へ
不承知なる事

姫方様へ

江戸方様より山内様へ
御進上

殿様より山内様へ
御進上

然りしに右に候山内様より

一通書付に候事

八月七日

中々
殿様より山内様へ
御進上

四州使知事、其後、
月島、四月、
出、大、
事

件、
其外、
先、
極、

一、
事

一、
事

右、

八月八日

公方様、

姫君様御甥の御禮を以て
殿様御長女より御定式より
御忌服の儀 清く事し服を以て下
相替りし

八月八日

公方様薨御身事十日

殿様御親御機嫌御進退の儀

御並列出所は御機嫌御進退の儀

御機嫌御進退の儀

右の如く御進退の儀

八月八日

四月廿日

公方様薨御身今日分普請の儀
御止の方迄 公儀張 御知事

相殿仕女乞別る金入以て相
觸ひて

八月八日

御殿仕女乞別る金入以て相

八月九日

四月廿年

江戸市役所

他所

上々極方

殿様山脈中を及四使者を以て

御進具除を及されを以て

御進具

姫君様より御進具を以て

御進具を以て御進具を以て

八月九日

八月九日

西村幸之助

長石

殿樣以勝中明日限以四卷以委中承知ハ
可者以我心得共為四心得是又得四意之

公儀中隱
五言句何
也

所知不及事

作以所為附子以奉

卷之五 通志

八月八日

七軒所及第部

此世之役病流以之竹築地而安於
 嚴鴻社之下安會之山祈禱也
 作竹山札守其所而為公口つて之形
 已所居間初所住居向其和也
 其地也并一統之也其乃其所而為
 以多つて形別山形住居之文記
 以下居所之要而女中記居之山形
 住居之者居下也其也其也其也其也
 左之記也急度之也其也其也其也

八月十日

昌壽院標
 光樹院標
 榮松院標
 寺前標
 寺前標
 寺前標

四
分

豐年

行

卷五

新書

八月十九日

西風集

子方



公方操觚尋送舟楫而後來者追列石
相慎言亦不仕至十八日四時十九日終
殆多一丁為火燒不中煙亦竟亡帝以

臨る古仕へ来る迄急務を断りて以て
お觸り以上

八月十六日

孝月廿日

真淨院様五拾回忌を祈るの旨を
四葉陽紙 作付いたし
儀別紙六より 作出より
其の旨を

五葉相觸り以上

八月十六日

孝月

以て是を以て西の方

上へ極方並所概縁能く
御代書より我々
御代書より我々

八月十六日

孝月

市代香勸書

長春川書

今十三日盆之付於國泰寺

天祐院様市靈前へ

四方へ極西東へ

市代香お勸申上り心服申上り

市代香

市代香

市代香

市代香

市代香

七月十七日

長春川書

從公儀市代香書寫

此弟流行、暴瀉病、其療治方種々
何れも通じ得、其中素人心慢、其法を重
豫し、是を防く、ハ初め身を冷たき事、
腹中、本腹を空、大酒、大食を慎み、其外
こそ是雖も食物を一切治り、乃ち、其

いふ病催しそあゝ夜床に入りて飲食を
慎み惣身を温めたる記を芳香散と
いふ事を由ゆゑそのみふて治せる
その少ありと又吐瀉甚しく惣身
冷る程よりあゝそのハ焼酎を即合の半と
龍涎又ハ樟腦を即入しあゝめて本
綿の切二部より後并手早く乾かすこと
芥子泥を心下腹并手早く小半時位
なぐ張るべし

芳香散

上品

桂枝 細末

益智 同

乾姜 同

右調合いしを式分づ時々用ゆ

芥子泥

かき粉

温紙粉

右ありき、醋めて置く、福の本源切又
のこし張り、事、但る、合さる、時、あり
き、湯、を、芥子粉、を、り、福、り、は、て、も、福

又法

何れを榮に其三步一燒耐を和砂礫
 等々一加へ用也一但建物を穿布本
 亦燒耐を洗あり然と勉力を止む
 但此等の先を年腹冷へるを温候

又湯を布に所みく湯を所ふたう
ゆき心持したる程に所りも又あ

右ハ此等ノ流ニ病甚しく凡人難免とい
ふ以付其病ヲ抑々之ヲ早速用ひ之ヲ害
なき其法凡人ハ心ヲ安んずる事

八月

此等惡病流乃三付藤島町一美別紙
通院 公儀者 仰出々々 申書面 様由有之
とある事之類は食物用紙 小原子と申様之ハ

西村云々西村云々一西村云々西村云々
日就云々西村云々一西村云々西村云々
心云々一西村云々西村云々西村云々
西村云々西村云々西村云々西村云々
西村云々西村云々西村云々西村云々
西村云々西村云々西村云々西村云々
西村云々西村云々西村云々西村云々
西村云々西村云々西村云々西村云々
西村云々西村云々西村云々西村云々
西村云々西村云々西村云々西村云々

辰一進

西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々

西村云々西村云々西村云々西村云々

西村云々西村云々

西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々
西村云々西村云々

西村云々西村云々

西村云々西村云々

九月

以自是月里より山形より

上極より山形縣知事の在りて山形より

山形縣知事より山形縣知事の在りて山形より

山形縣知事

山形縣知事より山形縣知事の在りて山形より

山形縣知事より山形縣知事の在りて山形より

山形縣知事より山形縣知事の在りて山形より

山形縣知事より山形縣知事の在りて山形より

山形縣知事

九月二日

山形縣知事

一金七匁

山形縣知事

山形縣知事より山形縣知事の在りて山形より

山形縣知事より山形縣知事の在りて山形より

山形縣知事より山形縣知事の在りて山形より

山形縣知事より山形縣知事の在りて山形より

山形縣知事より山形縣知事の在りて山形より

山形縣知事より山形縣知事の在りて山形より

心廻達ねるて候へ

師と世よりいふ所あるに、いふ事付て候へ
もの何所よりいふ事あるに、ある事付て候へ
中よりいふ事あるに、ある事付て候へ
下よりいふ事あるに、ある事付て候へ
ものいふ事

心廻達ねるて候へ

殿様御座るに、いふ事付て候へ

ものいふ事

ものいふ事

西村

ものいふ事

ものいふ事

ものいふ事

心廻達ねるて候へ

殿様御座るに、いふ事付て候へ

少得様とて何所穢属九曜之間上高

九月十日
西村幸三郎

此達所を志す所方

此極蓋田穢嫌能多成也
若秋深此安處より多成也
秋深此安處より多成也
秋深此安處より多成也

此極蓋田穢嫌能多成也
若秋深此安處より多成也
秋深此安處より多成也
秋深此安處より多成也

九月十日

丹羽一馬

此極蓋田穢嫌能多成也

若秋深此安處より多成也
秋深此安處より多成也
秋深此安處より多成也
秋深此安處より多成也

寺田他人助

溫恭院樣所遺物

上使差四年穿指也

殷燦

少將孫承澤領
張穆
四州府有之
以今之

建公為昭々之公其志可為生々
相持居安之下也建公

九月

白

溫恭院樣御遺物

上使若以年寄格以

殿樣

[illegible]

七將樣御捍領以下拓子其意深附

但

殿様

少将様

上使は自目以諸より

儀より

振る諸事あり

一法あり振りて殿斗目上下着并役附

但と上下着

但

上使并御客前より

不若事

一法進歩向御真小姓諸より表向立例

事不残

一御部屋より

殿様

少将様御

上使より

殿様

少将

城より

中老中極方山山勢多遼々たる大山上
廣く常緑の樹に事
右側 上使の宮の跡と云はれり
多々樹木ありて之を告ぐ事

あり

山山勢多遼々たる大山上

上之極方山山勢多遼々たる大山上
早より樹木ありて之を告ぐ事

そと南西地を望むに法中明く山勢多遼々たる大山上
春より今秋山山勢多遼々たる大山上
左側以下山山勢多遼々たる大山上

あり

山山勢多遼々たる大山上

山山勢多遼々たる大山上

山山勢多遼々たる大山上
山山勢多遼々たる大山上
山山勢多遼々たる大山上

九月廿五日

以廻達得此言各知任强要合山初下
事莫以按之松依長途無所按其致至
着以山法事何爾若任强成事左右要
身下以意以此而任之

九月廿六日

清溪又三

清溪之風多時其任强按之山形向任

而并任强也其而任强按之山形向任
山形向任强按之山形向任
角山向任强按之山形向任
山形向任强按之山形向任
山形向任强按之山形向任
山形向任强按之山形向任
山形向任强按之山形向任
山形向任强按之山形向任

九月廿七日

九月廿八日

九月廿九日

明子白

上使孫

殿様

少将様

即前様にも申渡さる所より申出さる所

麻と小者物知はし事

右様より申出さる事

九月廿二日

明子白

上使四郎

殿様

少将様所へ會子遊 所名代申

事

近江守様引成る迄事

殿様通事

右様より申出さる事

九月廿二日

四月廿二日

明物と交信は仕合者平明度其日分

昭信

公儀新 作書物作唱物正老々其何々
事也新 作物新々以付心得達々其何々
會書々々々々々々々々々々々

九月廿二日

侍中初出暇他出々々見合新々々々々々々々
以新々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
急度向新々々々々々々々々々々々

九月廿二日

二役侍氏新々々々他出
々々々々々々々々

昨君様は病中飲十月二日 御使者迄々
何迄々々々々々々々々々々々々々々々々々々
通達々々々々々々々々々々々々

別紙々々通達々々々々々々々々々々々々々々々

のり
九月廿九日

西村幸三
渡邊又三

名侯

以廻達情事乞只寒冷お暮り
名侯方在由お暮り多分お初仕
孝の地ハ南月細日お國友村お暮り

私因初書 仰付の旨を候り
世に名取つたことあるお初仕
お初仕お暮りお初仕お暮り

十月十九日

春平

長男別封

名侯方由お暮りお初仕お暮り

殿様八月下旬迄風邪を感ぜられお初仕お暮り

右後史云云知人

十月十日

殷鑒所痛氣不軒以移子之所在江平之樂幸不戢
此節隔日所核燭之扣何事

右之信文之
今新抄之

十月十九日

近日月夜
上使少知
出外所省之品矣

其家每云我達以力強之人得此屋在土中
另處也故於此來者云我達是年事

十月

近月内度々上使出々四所詰有之なり
四知々度毎役付

一 山崎吉房より慰問目上り有る事
一 席より膳子向麻上り有る事
上下有る事

但
上使并山崎吉房より慰問目上り有る事
一 山崎吉房より慰問目上り有る事
山崎吉房より慰問目上り有る事

一 山崎吉房より慰問目上り有る事
山崎吉房より慰問目上り有る事
山崎吉房より慰問目上り有る事

一 上使山崎吉房より慰問目上り有る事
山崎吉房より慰問目上り有る事
山崎吉房より慰問目上り有る事

一 上使山崎吉房より慰問目上り有る事
山崎吉房より慰問目上り有る事
山崎吉房より慰問目上り有る事

一 山崎吉房より慰問目上り有る事
山崎吉房より慰問目上り有る事
山崎吉房より慰問目上り有る事

十月

別紙一通

十月廿一日

力月計年

香欣

中

[illegible][illegible]

四書章句

四季集
卷之二

四居法事——御心所摩之

功方之極而一經之章
西溪詩社西石月別居

高橋

本坡可掬

右四つ段より五瓶は中より五瓶を各料に用ゐる

美山寺中本以記

限二百五十元

心七好之 鈔本

十

市ノ方極分ニ極モ少クハ物四之面忘ル者

天竺生之

口演

天祐院祿四年忌日法事

光樹院極少居士法事一歲三月之事也私記也

此是宋山房稿本而宋一色紙抄本乃乃商賈月

四、面忌少座事——宜少擁合

光樹殿 思名草 月公 妙西 五元 四切 疾 一 世 公 孫

考多私月 亦既事 亦不素 亦後 亦義 亦不 亦也

四玉とありて四原四法事一とありて西成三事とあり

九月 再建... 九月 再建... 九月 再建...

九月 再建...

九月 再建...

九月 再建...

九月 再建...

九月 再建...

九月 再建...

九月 再建...

九月 再建...

九月 再建...

九月 再建...

九月 再建...

九月 再建...

九月 再建...

九月 再建...

市奥様

市前様

時娘様

市松院様

右市松院様

天祐院様此の同忌、高女銀力故、市松院様

付心成先、銀力故、市松院様

市松院様、市松院様、市松院様、市松院様

市松院様、市松院様、市松院様、市松院様

市松院様、市松院様、市松院様、市松院様

市松院様、市松院様、市松院様、市松院様

十月十日

市松院様

市松院様

市松院様

市松院様

市松院様

倉西繁十郎

殿様所病氣成成所在處此節別而勝
不遊以身若所不慮一成也也也也也也

近江守様御儀 所本家所相續也 作付

近江守様所家々々々々
為五郎様只今近通通也 作付所願可遊

所内慮成成所在處也 思下也不成成所在處也

明廿四日

近江守様

為五郎様御儀 作進也 所内慮成成所在處也

所内

所前様御儀 上也

十月廿二日

左馬頭御儀 上也

所書

一 所前様御儀 上也 所前様御儀 上也

少前様

所前様

所前様御儀 上也 所前様御儀 上也

一 師儒し不き遊の服尸と云れり六

右同の云ふ所のく 長を失

一 上座をいふ師母とあるに服尸と云れり六

れをいふ後行の云ふ事

一 山相續山經書とあるに服尸と云れり六

其れをいふ後行の云ふ事

一 山大切なる及び服尸の云ふ事とあるに

陽方と稱ひ山使者をいふ人等と 長を失事

一 山事切に服尸の云ふ事とあるに海右同の

一 山相續山經書とあるに 清の服尸と云れり六

別服の云ふ所のく 長を失事

一 山相續山經書

一 山定式山忌服とあるに 清の服尸と云れり六

一 山相續山經書とあるに 清の服尸と云れり六

右の云ふ所のく 山使者をいふ人等と 長を失事

山使者をいふ人等と 長を失事

右の云ふ所のく 山相續山經書とあるに 清の服尸と云れり六

附 山進物とあるに 長を失事

一陽之發陽玉淨仁意以服以飲

一 上倭を以て秀真に招領

一 師前樣山名多附以字

右四庫之中三四部以在四部向者

附馬
山三層屬古山接抄其れ新達云然以

一 師發棺以前

師方々極方々名代四傳設永若出

序
檄
採
石

保
身
皮

思
古
事

一 師發拔之章 尚上原 亦人 多

仙山樓

附錄

陽發振山自限

附

品川在江上休不日矣

但求姓

此處一四六五十四
一四六五十四

聖道混雅中々受付止々々々々々々々

思ふも可なり哉事

一 所發後

近江守様

少将様

所發居様

所前様 以人等四使共々可々 仍て式

右通四勅多様為山宣四升六式四等是

下の日外

所方く掃所 是より通を仕度事候

十月

山宣

二 為山披見扣

所書

四國件 所着様并山等入 尚尋様

其為く 所代書未終 山勅廣末 西様控

山宣元由是より

附書 山宣元由是より 知事之旨 山宣合事

一 控四國件 山宣元由 山宣事

山宣 山宣 山宣

但一 銀

附書 山宣 山宣

一 山底山法事 山底山法事

山底山法事 山底山法事 作念山底山法事

山底山法事 山底山法事 作念山底山法事

山底山法事 山底山法事 作念山底山法事

山底山法事 山底山法事 作念山底山法事

一 山底山法事 山底山法事 作念山底山法事

山底山法事 山底山法事 作念山底山法事

一 山底山法事 山底山法事 作念山底山法事

山底山法事 山底山法事 作念山底山法事

山底山法事 山底山法事 作念山底山法事

山底山法事 山底山法事 作念山底山法事

山底山法事

山底山法事

山底山法事

山底山法事 山底山法事 作念山底山法事

山底山法事

山底山法事 山底山法事 作念山底山法事

山底山法事 山底山法事 作念山底山法事

長江集

14

1850

新

17

神尾才助

22-11-1914

張氏子孫

節

清代考

老女

西商月

秋
中
仙

清代考

功傳後

銀毫枚

三

附錄

一 四月十九日 四法事 一 夜

四法事 金武百正 四法

師代書

四傳没

四法事 一 夜 四法事

一 四月十九日 四法事 一 夜

師代書

四傳没

四法事 一 夜 四法事

四法事 一 夜 四法事

四法事 一 夜 四法事

一 四月十九日 四法事 一 夜

十月

神尾半左衛門

師代書

四法事 一 夜

四法事 一 夜 四法事

四法事 一 夜 四法事

四法事 一 夜 四法事

一 四月十九日 四法事 一 夜

王應麟

已刻
四使看

所方之極也 其れより已む

青山樵

附
ハケ桑形毎二戸施
物

田町極楽山同治三年

一 四遊去の由を尋る

四使者

虞祿

南方ノ極ニ至ル事

附錄
心分四使者之中德物一事一而悔

青山樓

田所極少因爲之事

一女使張差出

所檢梓
作自事

但
日限不多向所接

東在古以自朝四時
是是是是是是是是

一 市役指之

虛様

四ノ三ノ
中ノ三ノ

品川正人より新島正一

陸奥
 平三右衛門
 使者より分
 取止む者
 未だ分り
 不申。

○ 陽國降 四十四日 四法事 一 旨

山内物部

所代書

平家

一 陽百々日 四法事 一 旨

山内物部

所代書

中書

○ 山王降 四十四日 四法事 一 旨

山内物部

此の事 四十四日 四法事 一 旨 山王降 四十四日 四法事 一 旨 山王降 四十四日 四法事 一 旨

一 通達 四十四日 四法事 一 旨

一 為 山梅

梅指院 降 旨 四法事 一 旨

山中降 四十四日 四法事 一 旨

一 以後月 四十四日 四法事 一 旨

山内物部

一 陽方 四十四日 四法事 一 旨

山中降 四十四日 四法事 一 旨

一 梅指院 降 旨 四法事 一 旨

今例に由るに、山形より代官まで、山形より代官まで、
一、山形より代官まで、山形より代官まで、山形より代官まで、

但 青山様

麻布様

田町、様、山形より代官まで、

一、山形より代官まで、山形より代官まで、山形より代官まで、

右より、山形より代官まで、山形より代官まで、山形より代官まで、

一、山形より代官まで、

山形より代官まで、山形より代官まで、山形より代官まで、
山形より代官まで、山形より代官まで、山形より代官まで、
一、山形より代官まで、山形より代官まで、山形より代官まで、
山形より代官まで、山形より代官まで、山形より代官まで、
山形より代官まで、山形より代官まで、山形より代官まで、

一、山形より代官まで、山形より代官まで、山形より代官まで、
山形より代官まで、山形より代官まで、山形より代官まで、

一、山形より代官まで、山形より代官まで、山形より代官まで、

御禮ねさる 四角あき事

右の御禮ねさる 四角あき事
御禮ねさる 四角あき事
御禮ねさる 四角あき事

少納言に書き物 御禮ねさる 四角あき事

御禮ねさる 四角あき事

御禮ねさる 四角あき事

御禮ねさる 四角あき事

御禮ねさる 四角あき事

御禮ねさる 四角あき事

右の御禮ねさる 四角あき事

四日

近江守堀田用一殿より三月廿四日参上

城参成は是年中に於ては連年より在りしに

比より尤も重く山形と云ふ事

御家山相續たる事 仰り成るも云々事

但し四月 城分

世傳より、四月に編み成る事

十一月二日

附 爲五郎様より山用する由書
城参成事

明四日

近江守藤田用之丞、城を築く事、城分
世傳方、四列移す事、分

但四列移す

- 一、四方形、築く事、城分、不著、築、事
- 一、四方形、築く事、城分、不著、築、事
- 一、四方形、築く事、城分、不著、築、事
- 一、四方形、築く事、城分、不著、築、事
- 一、四方形、築く事、城分、不著、築、事

十五日

明四日

近江守藤田用之丞、城を築く事、城分、不著、築、事
世傳方、四列移す事、分

世傳方、四列移す事、分、城分、不著、築、事

一、十五日、築、事、城分、不著、築、事

近穿極帶城分

世西方、四引極一高、江家西門今表、山玄案、
多為入事

土月二日

明四句

近江守極少利公之四冬 城多成之趣要之
防預之道不通 伊家防在後之為家
作乃大甲下 城今 以四方に以て福多成守

于高別紙

師月之張
 師付以爲所出以面之
 但一山所之
 師年府之
 今之張中破之事

十一月

帝自乞次牙

一箇了箇

神尾中務卿
少羽一馬
後邊又三
西村幸三

日比嘉門
 沖 波多良
 倉西繁十郎
 近着控次郎
 本全惣若栗
 中島定年
 他因之島屋
 永田之丞
 山田重久
 聖房之伴
 日比嘉
 植田少之助
 山田重久
 古田能之助
 中山少傳次

山如定字以
山徑居山廣寺
山徑子方
同山列年廣役
山廣武西府經
山列年廣役
山如姓經
山結念子
山于知定正山以陳役
山儒醫
山書物方

同列]

蜀中



